

ホール利用に係る新型コロナウイルス感染拡大防止対策のお願い

ホールのご利用にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、以下の対策を講じていただきたいと存じますようお願いします。また、業種別ガイドラインにつきましても、ご利用前の内容確認をお願いします。なお、今後発出される国や県の新たな方針等により、取り扱いが変更になることがありますのでご留意ください。

[感染防止のための基本的な考え方]

- ①密閉空間、密集場所、密接場面の回避。
- ②接触感染及び飛沫感染のリスク低減(身体的距離の確保、マスク着用、手洗い推奨等)。
- ③来場者の把握、管理。
- ④業種ごとに定められた感染拡大予防ガイドライン等に沿った対応

周知・広報

- ・感染予防のため、来場者に対し以下について周知してください。
 - (1) マスクの原則常時着用や咳工チケットの励行、こまめな手洗い・手指の消毒。
 - (2) ソーシャルディスタンスの確保。
 - (3) 大きな声を出さないこと、対面での会話は避けること。
 - (4) 来場自粛の依頼。
 - ①発熱、咳、のどの痛み、体のだるさ、味覚・嗅覚障害などの体調不良を感じている方。
 - ②身近に、新型コロナウイルス感染症に感染の疑いがある方がいらっしゃる方。
 - ③過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問及び当該在住者との濃厚接触がある方。
- ・関係者、来場者に、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)をインストールすることを促してください。

感染防止策

- ・会場に手指消毒液(アルコール消毒液など)の設置をお願いします。
※消毒液は主催者で準備してください。
- ・会場入り口での検温実施をお願いします。検温の結果37.5℃以上の発熱が確認された場合は、入場をご遠慮していただくなどの処置をお願いします。
※サーマルカメラ(1台)、非接触型体温計(5台)をお貸し出しできます。
- ・来場者同士の接触や密な状況を発生させないよう、次のような対策を講じてください。
 - (1)開場・休憩時間の延長
 - (2)入場・物品販売・トイレなどの待機列(最低1mできれば2m)の適切な案内
 - (3)入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化
 - (4)プログラムやアンケート等の手渡しの廃止
 - (5)退場時の工夫(券種やゾーンごとの時間差での退場など)
 - (6)差し入れ・出演者面会等の自粛

- ・座席は、原則として指定席とし、十分な座席の間隔(前後左右を十分に空けた配置)としてください。自由席の場合は前後左右を空けるようアナウンス等で促してください。
※ただし、令和2年9月19日から11月30日までの間の利用について、来場者による大声での歓声・声援・唱和等がないことを前提とする利用については、一定の要件のもとでこの制限を緩和します。
- ・客席最前列は舞台前から十分な距離をとるようにしてください。
- ・来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないようにしてください。
- ・物品販売を行う際は、アクリル板やビニールカーテンなどで購買者との間を遮蔽するよう努めてください。また、サンプル品や見本など不特定多数が接触する物は極力置かないようにしてください。
- ・会場内は、空調システムにより常時適切に換気を行っておりますが、開場中・休憩時・終演後に屋外に通じる扉や客席扉を開放し、会場内の換気をお願いします。

公演関係者の感染防止策

- ・各自事前に検温し、37.5℃以上の発熱や咳などの風邪症状がある場合には、来館は控えてください。
- ・マスクの着用とこまめな手洗い、手指消毒の徹底をお願いします。
- ・公演従事者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。
- ・仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- ・舞台上、舞台裏などで密集しないような対策を講じてください。

来場者の把握・管理

- ・来場者の氏名及び連絡先をまとめ、主催者の責任により一定期間保管してください。
- ・万が一感染者が発生した場合は、来場者・関係者への確実な連絡と行政機関による調査への協力をお願いします。

収容可能人数(ホール関連施設)

- ・国や県の対処方針に基づき定員の50%

※ただし、令和2年9月19日から11月30日までの間の利用について、大声での歓声・声援・唱和等がないことを前提とする利用については、一定の要件のもとでこの制限を緩和します。

ホール	750 名	第6楽屋	10 名
第1楽屋	2 名	第7楽屋	10 名
第2楽屋	12 名	楽屋主催者控室	4 名
第3楽屋	2 名	第2リハーサル室	26 名
第5楽屋	20 名		

業種別ガイドライン

- ・劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(全国公立文化施設協会)
https://www.zenkoubun.jp/covid_19/index.html
- ・クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン
(クラシック音楽公演運営推進協議会)
https://www.classic.or.jp/2020/09/blog-post_18.html
- ・舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(緊急事態舞台芸術ネットワーク)
http://jpasn.net/stage_guideline0918d.pdf

※収容率の緩和について

- ・11月末までの催物の開催制限等について(内閣府)
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf
- ・令和2年11月末までのイベント開催制限について(鹿児島県)
<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kaisaiseigen020919.html>